

論 説

1936/37穀物経済年度における 第3次穀物調達措置の発動

——ナチス期農業政策研究余滴——

古 内 博 行

はじめに

本稿は1936/37穀物経済年度（1936年7月1日から翌37年6月30日）における第3次穀物調達措置を第1次、第2次穀物調達措置との関連をも含め考察する（調達対象は第1次からパン用小麦・ライ麦）。この考察をおこなうにあたり以下の事情を説明しておく。

筆者は2003年に『ナチス期の農業政策研究 1934-36——穀物調達措置の導入と食糧危機の発生』（東京大学出版会）を著した。それは甚大なる干ばつ下の1934/35穀物経済年度に導入された第1次穀物調達措置を始発的契機として発生する飼料逼迫危機が畜産の異常な収縮を生み出すことで1935年秋から翌1936年初めにかけて国民経済的規模での食糧危機をもたらすに至る事態の動的な過程分析の書であった。その書では第3次穀物調達措置の発動が分析射程に組み入れられてはいるが、十分な言及ではなかったし、あるいはまた、文末脚注における要約的指摘にとどまっていた。過程分析にもとづく叙述の流れからいってやむをえなかったとはいえ、その意味で宿題が残されていたのである。

しかし、筆者は当時ナチス期の農業政策を検討するのと並行してEU穀物価格政策の歴史的推移を辿る検討作業をも展開していた関係で、上

述の著書刊行の後にEU穀物価格政策の分析をとりまとめることに力を注いだ。それだけ先に述べた宿題は間遠になった。さらにまたEU穀物価格政策について一書を書き上げたのに続き、ワイマル・ナチス期の農業政策研究から導かれて1920年代や1930年代の激変期をも鳥瞰しつつ、現代ドイツ経済の歴史を書き上げる作業に入った。その作業では教科書の体裁を保つ一方、研究書としても通用する——幸い書評ではそうした評価を得た——ことを企図しながら第二次大戦後のドイツ経済（いわゆる西ドイツ経済の時代をも含む）の考察に力点を置いた。その結果として筆者の問題関心は21世紀に入ってから文字どおりの現代ドイツ経済論へと移ることになり、現代ドイツ経済史に関する一書を刊行してからはこの研究スタンスは確固としたものとなった。

筆者のこのような現状分析的視点からいって2000年代末に噴出してくる国家債務危機と銀行危機の悪循環に集約されるユーロ危機に分析の焦点が絞られるのは当然の成り行きであった。そこで着手された分析対象はたとえばECBの機能変質であり、銀行同盟、そしてまた資本市場同盟である。動的な過程分析を軸にして研究を進めてきたせいであろう、筆者の検討対象はこのようなかたちで拡がりをみせるに至った。すでにしてナチス期の農業政策研究とはほとんど無縁の領域に突き進んだ。筆者の直近論文は「ドイツ経済諮問委員会のブレグジット観」（外国為替貿易研究会『国際金融』1292号，2017・1・1）である。ブレグジットとはいうまでもなく2016年6月23日の国民投票でイギリス国民が選択したEU離脱のことである。

現代ドイツ経済論を研究領域にしている以上、ドイツ経済諮問委員会の年次報告をフォローするのは不可欠であり、EUの枢要な問題に関心を向けるのは自然の理にほかならない。このことを筆者はいささかも悔いてはいない。むしろ、このような研究の裾野の全体的な拡がりを内心歓迎しているほどである。大学院時代に先輩研究者から言われた違った

題材でしっかりした著書3部の刊行を目指せばよいとの助言を、しっかりした著書かどうかは自分では判断できないものの、一応実らすことができた。しかし、このような拮がりには相応の年を経過を必要とする。筆者はこうした年を経過の現在、研究者生活の晩年を迎えることとなった。

そうした晩年にさしかかった今、改めて過去の宿題が蘇ってきた。上述の著書が「1934-36」と対象時期を設定していることから第3次穀物調達措置の発動を補足説明することは筆者の最小限の義務とさえ感じるところとなった。ナチス期の史料から遠ざかって久しいとなれば、先祖返りの分析をおこなうことはやや心もとないが、あえてその不安感を払拭して年来の宿題に取り掛かり、研究の区切りをしたいと考えた次第である。いささか長い弁解となったが、以上のいきさつから心機一転の境地で第3次穀物調達措置の内容と推移を論じることにしたい。

そこで本稿の内容をかいつまんで説明しておこう。本稿は3つの構成から成る。それぞれについては以下のとおりである。

1では1936/37穀物経済年度を控えて収穫見通しがどのようなものであったかを論じたうえで第1次収穫算定と第2次収穫算定の状況から収穫見通しが徐々に厳しい性質を帯びていったかを明らかにする。1935/36穀物経済年度末の収穫見通しは極めて楽観的であった。雰囲気としては1933/34穀物経済年度における大豊作を彷彿とさせるような見通しになっていた。この基調は第1次収穫算定にも受け継がれており、過去2年の穀物経済年度からの持ち直し傾向への期待感が溢れていたのである。1935/36穀物経済年度において穀物調達措置は供出権イコール供出義務というかたちで体系化された（生産者には供出証明書発行、流通段階では割当票つきパン用穀物の市場出回り）。この第2次穀物調達措置は農民の自己算定方式（市場出荷と自家飼料化についての自己裁量性〔イニシアチブ〕の発揮）により第1次穀物調達措置の高圧さから転換し、「農民への譲歩」を施した。農民の私的イニシアチブの是非はナチス農政当

初からの争点であったし、畜産維持の観点から穀物調達措置ではこの争点がかつきりと浮かび上がったからである。穀物調達措置という手綱が緩められなかったものの、農民ににじり寄る姿勢を迫られた。楽観的な収穫見通しで推移すれば、農民への譲歩は踏襲されるはずであった。第1次収穫算定まではそのことは半ば自明だったのである。

8月1日に発表された第2次収穫算定では収穫見通しは下方修正される。これは収穫時に天候不順が持続し、予想外に収穫が困難になったことに加えて深刻な収穫減損が生じたためである。一転して収穫見通しに巨大な陰りがみられることになった。通常9月1日公表の第3次収穫算定の数字を拾うことができなかつたので、これは最終的な収穫実績で示すほかないが、1934/35穀物経済年度を超える「凶作」の実態である。ことにパン用と飼料用の重複必要性が際立つライ麦収穫の不振が際立つことになった（後掲表1を参照）。以上のような収穫見通しと実績との関係から第3次穀物調達措置の編成強化が案出されざるをえない背景を取り上げ、予想外の暗転に陥る穀物供給事情を詳らかにする。

2では1での収穫暗転に関わる説明を踏まえて第3次穀物調達措置の内容を述べる。パン用穀物の確保と厳格な規制づけの論点を軸に検討する。調達指示の明確化とテンポアップが図られる。一言で要約すれば、物流統制システムの強化を兼ねた調達の迅速化ということにほかならない。ここでは明言こそされていないものの、第2次穀物調達措置の眼目をなす農民の自己算定方式は覆される。先に指摘した「農民への譲歩」は第3次穀物調達措置から排除される。農民のイニシアチブを容認していたのでは穀物調達措置は機能しないからである。3.1でより立ち入って吟味するように、それにもかかわらず1936年秋から翌37年冬にかけてパン用穀物の調達は不振を極めるのである。飼料化禁止措置が再び打ち出される所以にほかならない。

養鶏飼料として部分的にしか用いられない小麦は別として重複必要性

をもつライ麦の場合には養豚の重要不可欠さからいって競合性が際立つ。1935年秋から翌36年冬にかけて発生した食糧危機において問われたのは豚肉需要の充足であった。後述する問題性を孕んでいたとはいえ、1936年には養豚の回復がみられ、豚の飼養頭数が増大していたからライ麦飼料はかつてと並ぶ意味合いを持っていた。パン用穀物の商品化率の落ち込みは絶対回避しなければいけないことであるが、他方肉豚確保も民生安定上欠かせない案件であった。

こうした供給事情の安定に関して2つの歴史的な文脈が考慮されねばならない。ひとつは1936年の景気動向である。1936年に入って労働力吸収的な経済拡張はテンポを速め、熟練労働力を中心にした労働力不足が現出してくる。就業者人口は後にみるように、年初の1,600万人台から年後半には1,800万人台におよぶという具合に急増し、1934年と1935年とは次元を異にする段階に達する(後掲表4を参照)。賃金水準が低位に釘付けされているとはいえ、またはそれゆえにこのような状況ではパンにしろ、畜産・酪農品にしろ、食卓にのぼる基礎食糧の需要は旺盛に盛り上がる。この旺盛な需要動向は需要期にはさらに加速する。こうした経済の発展的な側面との関係性において食糧供給事情の切迫さが高じてくることになるのである。実際、秋から冬にかけての需要期にはこの点が鋭く問われざるをえない。とすれば、景気動向との連動性から食糧需要に見合うだけの供給手当ての可能性が探られねばならないであろう。第3次穀物調達措置もこうした事情に促されて整備されずには済まない。

いまひとつは1936年9月に公表される第2次四ヶ年計画との関係である。4年以内での経済的戦争準備体制の構築が軍事化と経済的アウトルキー化の徹底という経済政策の総体的転換の下で打ち出されてくることからいって物資動員計画が前倒しで策定されるのは明らかで、第3次穀物調達措置もこのような策定方向を事前的に織り込む内容になるはずである。つまり、第2次四ヶ年計画を先取りして物資動員計画の一環とし

ての性質を濃厚に宿す強化内容になることは必至であったろう。第2次穀物調達措置の場合には一度穀物調達措置に着手されればその手綱を緩められないという状況にあったが、第3次穀物調達措置は物資統制の至高目標に組み込まれるかたちで推移することになるのである。この側面を度外視する議論は成り立たないといってよい。

また、第3次穀物調達措置の編成強化という場合には随伴物として飼料用穀物の流通統制が格段に進捗する。そこで次に飼料用穀物の流通統制を取り上げる。1936/37穀物経済年度においては飼料用穀物に関して生産者段階で独自の供出証明書が発行されると同時に再販売の段階では届出義務(Meldungspflicht)、申し立て義務(Andienungspflicht)が導入されて州の穀物経済団体(後掲図1を参照)により飼料用穀物の商品化率が捕捉される仕組みが整えられる。逆にいえば、飼料用穀物の自家飼料化が掴み取られることになる。これもまた第2次四ヶ年計画にまつわる物資動員計画の策定方向に即するものであろう。飼料用穀物の商品化率、自家飼料率がトータルにはじき出されることで穀物調達措置との関係がより鮮明かつ精緻になる。すなわち、穀物全体の売買契約書強制(Schlußscheinzwang)という表現で全量流通管理が確定するわけである。そうした変化が不可避免的に生じるのが1936/37穀物経済年度における特徴にほかならない。以上の事実立ち入った検討を加える。

3ではまず2での分析と緊密に関わって調達の進捗状況を具体的に論ずる。パン用穀物の飼料用販売禁止に凝縮される経緯が検証される。それは調達不振に対する窮余の一策にほかならなかった。穀物調達措置はそこまで追い込まれるのである。次いで畜産・酪農品の供給状況の推移が取り上げられる。実は第3次穀物調達措置が発動されると同時並行的に食肉不足、とくに豚肉不足が顕著となり、本格的な需要期に入る前に食糧不足が再発する。となれば、調達の動向と畜産・酪農品の需要期の供給状況の連動性が問題とならざるをえない。穀物全体の流通統制の

整備の論点と絡まりあうかたちで食糧状況の問題の質が鋭く問われることになる。前年秋の食糧危機との関連性においてもこの考察作業は必須である。顧客リストや配給制の実施に至る実需抑制の動きを具体的に探りたい。

「おわりに」においては1, 2, 3の議論を踏まえて第3次穀物調達措置の全体像を提示すると合わせて1937/38穀物経済年度の第4次穀物調達措置につき若干の展望をおこなう。また、最後に穀物調達措置とナチス体制との総体的関係性を俯瞰したい。これは経済的戦争準備体制下での農業の基幹部門における物流統制の整序化を踏まえての締め括りである。

1 収穫算定の推移

1.1 6月作柄調査と第1次収穫算定

1935/36穀物経済年度末における穀物収穫見通しは非常に明るかった。冬期に冷害に見舞われた¹⁾から播種期に厳しい条件が課せられたにもかかわらず、その後の開花期に向かったの順調な天候持ち直しもあり久方ぶりの豊作に大きな期待が寄せられていたのである。全国食糧職分団中央機関紙であるナツィナルゾーツィアリスティッシェ・ラントポスト紙（以下、ラントポスト紙）の記事にも如実にこの楽観的な雰囲気は投影されていた。やがて時を経るにつれて増大していく収穫リスク感は端々に暗示されていたとはいえ、なお希薄であったといってよい。記事は以下のような内容であった²⁾。

第1次収穫算定を間近に控えての作柄状態はパン用穀物、飼料用穀物ともに良好で、事態がそのまま推移すれば1933/34年穀物経済年度にお

1) 渡邊 (1938) 412頁。

2) Ernteaussichten für 1936. Zum Teil noch günstigere Noten als 1933, NSL, 19. Juni 1936.

ける記録的な収穫実績には及ぶべくもないが、それに次ぐともいうべき豊作が見込まれるとするものであった。収穫指数1非常に良い, 2良い, 3普通, 4悪い, 5非常に悪いからの判断では冬ライ麦2.4, 冬小麦2.4, 夏大麦2.5, えん麦2.7, 麦わら2.4で1点台は例外的であるから総じて収穫指数は高かった。表1にみるように、過去2年の収穫実績は思わしくなかったからこの収穫見通しは目立った好転を含意する。1936/37穀物経済年度においては混播穀物100万トン強を含んで穀物全体でおよそ2,400万トン強におよぶ収穫高が予測されていた。憂うべき事態が続かなかで久方ぶりに明るい兆しが垣間見えることになったのである。ただし、この時点でも現在の良好な天候条件が持続すれば豊作は確かであるとの注釈がつけられていたことは留意されるべきであるが、6月初めの作柄状況は穀物収穫にしても粗飼料収穫にしても予想として明るかったのである。

表1 主要作物の収穫面積 (A) および収穫量 (B) の推移 (1928-36年)

年	ライ麦		小麦		冬大麦		夏大麦		えん麦		甜菜		馬鈴薯	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
1928	4,634 (18.4)	8,552	1,885 (21.7)	4,002	183 (25.1)	460	1,336 (21.6)	2,887	3,245 (19.9)	6,436	454 (242.4)	11,011	2,678 (144.9)	38,793
1929	4,727 (17.3)	8,115	1,723 (20.3)	3,500	181 (21.1)	381	1,372 (20.4)	2,800	3,281 (20.7)	6,793	455 (243.5)	11,091	2,664 (141.4)	37,669
1930	4,711 (16.3)	7,679	1,900 (20.7)	3,927	197 (24.2)	475	1,322 (18.0)	2,385	3,162 (16.4)	5,168	483 (308.9)	14,919	2,633 (167.9)	44,214
1931	4,306 (15.3)	6,680	2,281 (19.1)	4,367	227 (22.3)	507	1,392 (18.0)	2,512	3,086 (18.5)	5,709	381 (289.8)	11,039	2,653 (155.3)	41,201
1932	4,450 (18.8)	8,364	2,395 (21.5)	5,158	246 (25.4)	624	1,322 (19.6)	2,590	3,008 (20.2)	6,075	271 (290.9)	7,876	2,708 (163.3)	44,220
1933	4,524 (19.3)	8,727	2,431 (23.7)	5,765	271 (26.0)	713	1,315 (21.0)	2,755	2,905 (21.8)	6,334	304 (282.1)	8,576	2,718 (152.6)	41,472
1934	4,419 (16.9)	7,608	2,302 (20.3)	4,676	307 (22.5)	691	1,324 (19.0)	2,513	2,789 (17.3)	4,826	357 (291.6)	10,394	2,750 (160.9)	44,252
1935	4,555 (16.4)	7,478	2,187 (21.9)	4,790	388 (25.8)	1,002	1,219 (19.6)	2,386	2,798 (19.2)	5,386	373 (283.5)	10,568	2,770 (148.1)	41,016
1936	4,514 (16.4)	7,386	2,153 (21.0)	4,576	436 (26.0)	1,134	1,200 (18.9)	2,265	2,779 (20.2)	5,618	389 (311.2)	12,096	2,793 (165.9)	46,324

資料：SHD, S. 124-125.

注：1) 収穫面積の単位は、1,000ha, 収穫量の単位は1,000トン。

2) 括弧内数字は1haあたりの収量, 単位は100kg。

ことに重複需要を持つライ麦の収穫予測はおよそ850万トンと好調で想定以上に穀物供給事情を楽観視させるものであった。前掲表1から理解されるとおり850万トンはかつて2年度続きの大豊作と形容された1932/33穀物経済年度における830万トン強を凌駕する水準であり、1933/34穀物経済年度における記録的豊作の870万トン強に極めて近い数値だったからである。870万トン強を記録した当時は過剰問題が懸念され、実際に生産調整対策が打ち出されたりもしたが、現在はそういう状況ではまったくない。ワイマル期に蛋白質飼料として200万トンを優に超える輸入量を誇っていた輸入油粕の市場出回りが1935、1936年に100万トン台水準にまで落ち込んでいるなかでは蛋白質含有度が油粕と比べて格段に低いとはいえ油粕の市場出回りの細い分だけ収穫穀物全般に多大な相殺負担がかけられざるをえないから、ライ麦単独で850万トンの収穫予想は一大吉報以外の何ものでもなかった。重複需要性にもとづく潜在的な競合性の懸念が払拭されたうえでの重複用途のゆとりが展望されたからにはほかならない。

後に具体的に検討するように、思わぬ問題性を秘めながらも、豚飼養頭数の回復が目覚しかったからこの展望が切り拓かれそうだったことの意味は小さくなかった。穀物収穫を取り上げるに際しては油粕の輸入状況を度外視するわけにはいかない事実が考慮されるべきである³⁾。そう

3) 油粕の輸入量はワイマル期の220-30万トンからナチス期に入って減少し、1935、1936年度になると半減して100万トン強にまで縮小した。この点に関して1940年春の時期に戦時ドイツの農業・食糧統制を論じたアメリカ農務省の海外農業関係局上級農業エコノミストであるフランクリンはドイツが脂肪不足 (fat gap) という弱点を抱えていることに対比して飼料面における蛋白質不足 (protein gap) の難点を構造化させており、畜産への制約になっている事情を明らかにしていた。Franklin (1940) p. 200. なお前掲表1にみるように、馬鈴薯収穫はこれまでにない豊作であったから養豚の基盤強化を支えるものではあるが、これとても蛋白質不足に起因する濃厚飼料の薄さを相殺するものではないことに留意するべきである。

した事情を勘案して収穫間際の時期を俯瞰すれば、収穫実績は前掲表1からみるとおり途方もなく厳しい内容になるものの、この過去を塗り替える異例な厳しさについては後に第2次収穫算定や収穫実績との比較で検討することにして、ここでの脈絡においては6月の作柄調査は第1次収穫算定に反映されるような良好さであった。

通常第1次収穫算定は7月1日に公表されるが、その第1報が報道されるのは新穀物経済秩序令が発せられるのと合わせてである。今年度も例外ではなかった。第1次収穫算定によると穀物全体の収穫はおよそ2,400万トンで前年比180万トン増、過去5年間平均でみると130万トン増という予想であった。すべての穀物について収穫増が見込まれ、パン用穀物の主たる対象であるライ麦850万トン、小麦500万トンの見通しとなっていた。パン用穀物1,350万トンを差し引いた1,050万トンが飼料用穀物の収穫予想となる。このなかでとくに際立つのはライ麦の好調な収穫見通しであろう。先に指摘したように、この数値は1932/33穀物経済年度の豊作を超えるものであり、また1933/34穀物経済年度の記録的豊作に相当程度近似する水準であった。パン用穀物についていえば、この収穫予想は外国産穀物の輸入なしで済ませるものであり、種子、技術的目的、飼料化をも充足させうるとされた⁴⁾。

他面、前年度備蓄の旧穀と新穀を合わせると際立つ供給事情の良さで安堵の境地でいられるとする報道⁵⁾にはまもなく取り上げるように虚偽に近い内容が孕まれていた。ただし、ここでもこの収穫算定が最終的なものではないことが強調されていたことは注目に値する。第1次収穫算

4) H. Backe, Erfolgreiche Getreidepolitik, *NSL*, 17. Juli 1936, Das neue Getreidewirtschaftsjahr. Der deutsche Gesamtbedarf gedeckt—Regelung auf der Grundlage des Vorjahres, *NSL*, 17. Juli 1936, Die Getreidepolitik 1936/37. Beibehaltung der bisherigen Festpreise/Futtergetreide-Markt wird straffer reguliert, *BTHZ*, 11. Juli 1936, Abend-Ausgabe (以下, AA).

5) Das neue Getreidewirtschaftsjahr … (*NSL*).

定であるからこれは当然のこととはいえ、かつての1934/35穀物経済年度のように収穫算定の度に事態が深刻さを倍加していった「悪夢」がいまだ記憶に鮮明な事情からすれば、諸手を挙げて楽観できる心境でもなかったと推測される。天候条件に関する留保を付さねばならなかったことも理解できないではない。

このことは飼料用穀物1,050万トンでも畜産維持にとって十分ではないとの見解が把持されていた点から了解される。ここには前年以上に飼料用穀物の消費が考慮に入れられなければならないとする食糧供給の安定の観点がありつつも、パン用穀物の確保が大前提である絶対的条件が横たわっていた。そこで当初からパン用と穀物飼料化との均衡が達成されねばならず、過度の飼料化は許されないとといったある種深刻なジレンマが滲ませられていたのである。農民および農業者の第一の義務はパン用穀物の供出にあり、この責任意識を欠かさないことが強く呼びかけられていた。そこで先に指摘した2,400万トンをより立ち入ってみると、より具体的な数値が浮かび上がってくる。正確な予想値では穀物収穫全体で2,383万トンとなっており、ライ麦842万トン、小麦500万トンで大麦とえん麦932万トン、飼料に回るはずの混播穀物102万トンを加えて飼料用穀物1,030万トン強が見通されていた⁶⁾。

2.1の第3次穀物調達措置の内容で関連言及するが、新穀物経済年度の早々に1936年10月15日までにあらかじめ定められた供出義務量の30%を満たさなければならないといった厳しい調達訓示がなされたのには穀物収穫にまつわる意外とさえ思われる困難な見通しの強まりと旧穀備蓄問題が孕まれていたのである。ここではさしあたりこうした指摘にとどめておくが、通常想定される10月31日より半月も早い10月15日に30%遂

6) Pflicht des Bauern. Brot fürs Volk ! Die neue deutsche Getreideernte—Brotgetreide reichlich—Futtergetreide mehr als im Vorjahr, NSL, 24. Juli 1936.

行が通達されていたことに注意を喚起しておこう。馬鈴薯などの根菜類の収穫や秋播き耕作労働の重なる繁忙なこの時期の15日間の違いを「たった15日」とするわけにはいかない。1934/35穀物経済年度における第1次穀物調達措置の発動の際に関する初動の区切りが収穫見通しの厳しさにもかかわらずなお10月31日に設定されていたことを想起すべきであろう⁷⁾。10月15日の区切りは農業指導層にとっても農民にしても実に重い意味合いを有していたのである。

そしてまた、ここでも天候がなお様相を変えるとの不吉な文言が付け加えられていた。農業指導層はこのように実際のところ2,400万トンに近似する収穫予想に浮かれていたのではなかった。飼料用穀物の確保に大いなる懸念を抱き、それが重複需要を有するライ麦に波及することを恐れていたのである。となると、842万トンというライ麦収穫予想ではパン用穀物の調達になお支障をきたすとの懸念が当初から持たれていたということになる。842万トンという数値が実現できなくなるとすれば、これはすべての見通しが暗転することを意味する。過度の飼料化は許されないといった厳しさが842万トンでも示されていたとすれば、こうした暗転の重大さは容易に想像されよう。

つまり、穀物供給事情の総体はパンの供給のみならず、前年秋から翌1936年初頭にかけての食糧危機の発生という圧倒的余韻下にある当時の畜産基盤の発展的拡大という観点からも相対化されねばならなかったわけである。第1次収穫算定の総論的評価が実態的に食い違ってくるのはこのためである。その意味で第1次収穫算定は以上の脈絡を勘案すると耕種と畜産の容易に並び立たない面からの奥深き不安定的様相をまとった好調さであったとあってよい。

7) 古内 (2003) 34頁。

1.2 第2次収穫算定と収穫見通しの暗転

第2次収穫算定は8月1日に公表される。その結果は穀物収穫全体で2,320万トンであり、第1次収穫算定を60万トンほど下回るものであった⁸⁾。7月1日の第1次収穫算定はおおよその姿を伝えたにすぎない。通常の天候事情により変更がなされうるといふ暗鬱な雰囲気はそこには漂っていた。8月中旬の新聞報道は第2次収穫算定が大きな緊張関係の下でなされたことを率直に表現していた⁹⁾。不順な天候が数週間続いており、本来の収穫見積もりが完全に充足されえない恐れが出てきたからである。ラントポスト紙の報道を背景にしているからその報道を参照すると、次のような事情が浮上してくる。

すなわち、最近何週間と雨と晴れが連続的に交代する天候不順が持続し、穀物の乾燥に重大な支障が出ているというものである。雨が降れば穀物は湿り気を帯び、その後晴れが続けば順調に刈入れ後の乾燥が進むが、晴れの後に雨降りが続き、この気象変動状態が間断なく持続するようだと日照不足から穀物が乾燥せずに湿ったままで水分を多く含み変質しやすくなって使い物にならなくなるか、もしくは腐ってしまうという収穫減損の恐れが大きくなる。目下農民の最大の懸念はここにあるという。この懸念は農業指導層にとって等しく、あるいはまた、それ以上に強かったであろう。用心深い作業が当初からなされなければ収穫減損の危険性はいや増しに高まる。この危険性はゴシック体で強調された。このゴシック体強調は農業指導層の危機感を如実に示すものだった。

第2次収穫算定が大いなる緊張をもってなされたことには2つの意味がある。1つには第2次収穫算定自体が信頼性を置いてなされずに重大

8) Sicherstellung der Ernte. Verluste bei der Erntebergung sind zu vermeiden. Sorgfältige Lagerbehandlung des Getreides, *NSL*, 14. Aug. 1936.

9) Getreide-Ernte trotz Schlechtwetter 1.2 Mill. to grösser als 1935, *BTHZ*, 13. Aug. 1936, AA.

な不安定性を抱えていることである。つまり、通常の第2次収穫算定ほどの正確さが見込めないことにほかならない。もう1つは天候不順の影響をまともに受けて収穫減損の可能性が大きい流動的要素に満ちた算定にとどまらざるをえない先行きの不可視性である。これでは第2次収穫算定の意味をなさなくなろう。天候不順という外生的要因にもとづきながらも第2次収穫算定が大きな緊張関係をもって発表されたことの本当の含意はここにあるとあってよい。第2次収穫算定は想定される以上に混迷に満ちたものであった。深読みしすぎると思われるかもしれないが、そう解さないと緊張の背後に隠れている農業指導層の焦燥感は浮かび上がってこまい。その焦燥感がライ麦飼料化抑制への農民に対する強圧的な警告として現れてくることは後に取り上げるとおりである。

この場合とくに留意すべきは天候不順がライ麦収穫を直撃した点である。報道記事ではこの肝心な点を取り上げられていないが、ライ麦収穫時期の特質を押さえれば容易に想像される。ライ麦は7月中旬から刈入れが開始されて20日過ぎの一週間に収穫最盛期を迎え7月中に終了する。小麦は8月10日過ぎに収穫最盛期を経て8月中に終了することになっている。新聞報道で収穫減損が深刻視されているのは以上の収穫期の特徴を考えればライ麦ということになるとあって差し支えない。第2次収穫算定ではライ麦の収穫予想はおよそ800万トン、正確には800万トンを割り込むが、それにほぼ相当するとされていた。パン用穀物全体見積もりでは1,288万トンとなっているから小麦収穫予想は488万トンと第1次収穫算定より微減の見通しとなる。小麦の場合には天候具合からいって収穫期が8月にずれ込むためにそれほど深刻視されていなかった証左である。

ベルリーナターゲブラット紙によれば穀物全体の収穫見通し2,326万トンで第1次収穫算定からおおよそ57万トンの減少と見積もられた。先の60万トンより精緻な数値が報じられたとあってよい。大麦とえん麦932万トン、混播穀物100万トンと第1次収穫算定と同じであるからそこか

ら考えれば、57万トンのうち42万トン強であるから収穫見通しの減少の大半を占めるのはライ麦ということになる。ライ麦が重複需要性を持つだけに減少の見通しからいってライ麦の用途が俄然焦点問題とならざるをえない。飼料用穀物の水準が畜産維持にとって必ずしも十分ではなかったからである。この点が認識されていたことはすでに述べたとおりだ。さらにこの減少がなお表面に現れた一角にすぎないのも忘れてはならないことである。まもなく触れるように、収穫減損の度合いはいまだ現在進行形だったからにはほかならない。

ラントポスト紙の報道を受けているせい、この収穫見通しの減少は狭い幅のなかで生じているにすぎず、多くの観察者の予測を下回っているとされた。この事実は当時第2次収穫算定の結果を了とせずにより見積もり実態を重大視する観測者達がいたことを窺わせるものである。実際、地域により様々な損害を引き起こしているのが天候不順であり、これが第2次収穫算定を困難にしているのも確実だと伝えている。そのうえで現在の天候にもとづく上方修正が下方修正に転じる可能性を説くのである。事態の深刻さが垣間みてとれよう。それはともかく順調な春期における成長に狂いが生じて記録的な収穫への期待が雲散霧消したことだけは明らかであろう。その事実はラントポスト紙も指摘していた。

ただしなお注意すべきはライ麦収穫減がこれにより一段落したわけではないことである。先述したとおり7月中に終了した刈入れ後の乾燥状況では収穫減損の変動が際限なく出てくる可能性があったからである。これは前掲表1の最終的な収穫実績をみれば一目瞭然であろう。ライ麦収穫は740万トンを超えて過去2年の不振、とくに2年前の干ばつに起因する凶作を下回る実績であり、歴史的凶作といつてあながち言い過ぎではない。収穫減損の規模は桁外れであったというしかない。これは第2次収穫算定が極めて困難であったと伝える報道を裏づけるものである。

収穫の取扱いについて慎重さへの勧告がなされたうえでゲマインデ

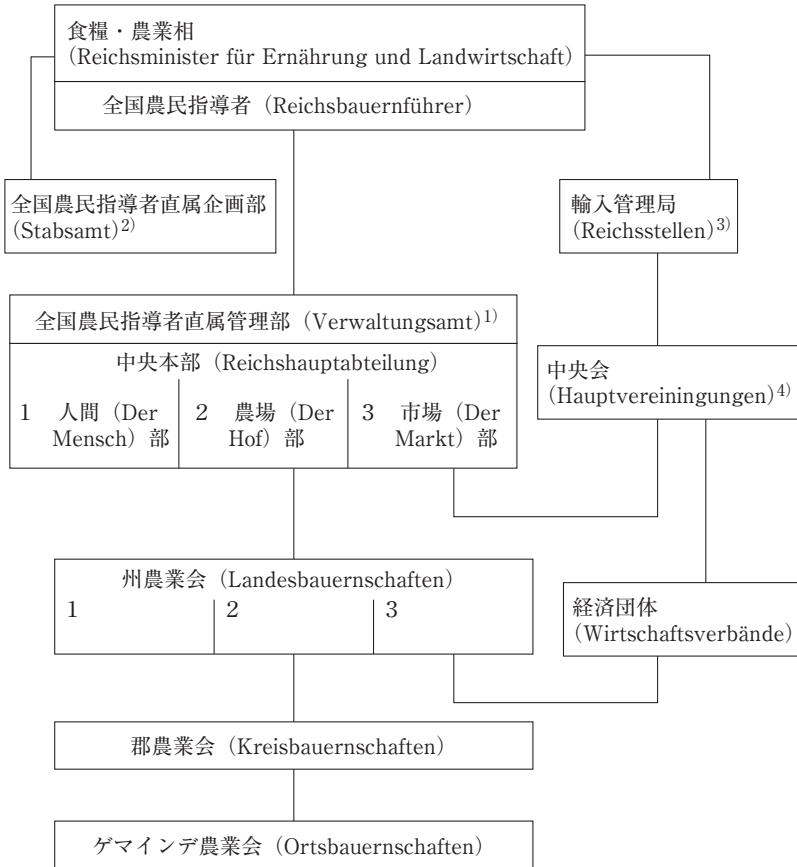
〔農業会〕農民指導者、郡〔農業会〕農民指導者、州の穀物経済団体および州〔農業会〕農民指導者の強い連携（全国食糧職分団機構を示す図1を参照）が求められる所以である。そして、その連携に立って穀物収穫の国民経済的必要性にもとづく正当な合目的消費、すなわち穀物供出割当の万全なる遂行が訴えられるのである。供出割当遂行はどんな状況でも遵守されねばならないし、この点で他のいかなる消費形態も考えられないとして飼料化、とくにライ麦のそれへの充当の大いなる抑制が主張される。ライ麦は養豚飼料としての重要性を有するのであるが、この点で養豚への合目的な飼料供与が強調され、ライ麦を基幹飼料（Hauptfutter）とするのではなく、甜菜からのビートパルプを利用してあくまで副次的飼料（Beifutter）にとどめるべきだとする呼びかけが苦肉の策としてなされるに至る。ここではもっぱら今風にいうと「穀物代替飼料」の消費と活用の絶えざる模索が訴えられているのである¹⁰⁾。この記事はすでになされていたライ麦飼料化自粛号令を受けてであった。

実際、収穫量の慎重な保持と世話、収穫減損の極力の回避が叫ばれ、パン用穀物の飼料化の最大限の自制（die stärkste Zurückhaltung）が本来前年秋に食糧消費操作の一環として打ち出された「無駄にするな」（Kampf dem Verderb）のスローガンになぞらえて農民に対し強力な勧告がなされるようになっていた¹¹⁾。この報道記事が出るのは7月末で

10) G. Rudolph, Verwertung der diesjährigen Getreideernte, *NSL*, 28. Aug. 1936. なお穀物代替飼料源としてビートパルプが強調されるのは、前掲表1から理解されるように、甜菜収穫に極めて明るい見通しが立っていた（事実、記録的豊作となった）ためであり、その副産物たる蛋白質飼料としてのビートパルプ増産の見込みがあったからであろう。しかし濃厚飼料としての穀物を単独で代替することはできず、あくまで補助飼料でしかない。その位置関係がラントポスト紙関係者からは転倒して表明されているわけである。

11) Brotgetreideversorgung und Schweinemast. Künftig wollen wir auch für Mißernten gerüstet sein, *NSL*, 31. Juli 1936, Roggenverfütterung unerwünscht. Eine Mahnung der "NS-Landpost", *BTHZ*, 31. Juli 1936, AA.

図1 全国食糧職分団の組織



資料：Hanau・Plate (1975) S. 27, Schaubild 3.

注：1) 第1中央本部は広報、イデオロギー、展示制度を、第2中央本部は農業経営の指導で農業生産戦を、第3中央本部は市場・流通規制を担当する。なお、経済団体は中央会の系統下部組織である。

2) 企画部は政策立案、計画を担当する。

3) 輸入管理局は、穀物・飼料等、乳製品・油脂、鶏卵、畜産、園芸・ぶどう製品の5つである。

4) 中央会は、穀物、馬鈴薯、甜菜、園芸、ぶどう栽培、牛乳、畜産、鶏卵、醸造、漁業経済中央会がある。

あることからライ麦収穫の見通しの暗さは前掲表1にみられるような歴史的落ち込みまでを想定せずともすでに自明のこととされていたのであろう。恐らく第2次収穫算定以上に厳しい予測が暗々裡になされていたことは想像に難くない。そうした厳しさを見抜いていた観察者達がいたことは先述したとおりである。そこで駄目押しの如く「ライ麦の飼料化はあらゆる観点で望ましくない」との警告が強烈に押し出される。これが実は農民の私的イニシアチブに関わる根幹的な事柄であったことは2.1の第3次穀物調達措置において詳しく述べよう。とまれ事態の際立つ暗転を示すように、農民および農業者は凶作のようなあらゆる可能性に備えてパン用穀物の供給を確保することに全力を傾注しなければならぬとの訴えかけが必死さを帯びてなされることになった。

第2次収穫算定が実質の中身として穀物収穫を見通す困難のなかで事実上の意味をなさないものに転化し、表面的な取り繕いの濃厚であった新聞報道記事とは乖離して穀物供給事情が暗転度を高めていったかは改めていうまでもなかろう。いかに第1次、第2次農業生産戦の成果だと強調したとしても現に拮かりをみせつつある甚大な収穫減損が直ちに収穫実績として現れてくるのはもはや時間の問題であった。農業指導層はそのことを鋭敏に察知し、予防線を張ることに懸命になっていたのである。彼らがライ麦に照準を絞ってパン用穀物調達の枢要性を主張するのもこの点に起因する。前掲表1は恐らく9月1日に発表された第3次収穫算定に限りなく近いものであったろう。7月、8月と時を経るなかで収穫減損の未曾有の規模はおおよそ把握されたはずだからである。

2 第3次穀物調達措置と飼料用穀物の流通統制

2.1 第3次穀物調達措置の編成強化

第3次穀物調達措置は表面的には好調な収穫見通しの下にありながらも実は異例の厳しさをもって発動された。考えられる要因としては、①

農業指導層が6月段階で懸念視していた天候不順が現実味を帯びてきたこと、②前年秋から翌1936年初頭にかけて激発性を露わにした食糧危機の余韻が強いなかで日常食卓に必須なパンの確保に全力を尽くさねばならなかったこと、③外貨危機下において経済の隘路が多面的に浮かび上がって軍事化とアウトルキー化の徹底を図る経済政策の総体的転換を先取りする物資動員計画の一環としての性格をもたざるをえなかったことが挙げられる。そこで7月11日の穀物経済秩序令により農民は10月15日までに供出割当量の30%を充足しなければならないという異例の重い負担を課せられたのである。10月15日という日付の設定に関してはすでに論じたことであるのでここでは繰り返さない。養豚基盤の回復など畜産の拡張を見据えて飼料用穀物需要がどのように推移するか予断を許さない状況のなかで一方的に通常より半月も早い10月15日までの30%充足が義務づけられた。一言でいえば、調達テンポの早まりにほかならない。

農民はこの早まりを供出義務の負担増大と受け止めた¹²⁾。とくに砂質地にライ麦を栽培する養豚農民にはこれは多大な負担だと感得された。エネルギー源飼料として期待される馬鈴薯収穫は別として蛋白質含有の濃厚飼料需要が高まろうとする矢先に一方的にライ麦の調達を言い渡されるのには深い困惑を覚えざるをえなかった。すでに述べたように、7月末にはライ麦飼料化抑制に向けた強烈な警告がなされていたからこの困惑はなおさら増幅されることになった。栽培条件良好な土地に大麦を栽培している農民にはそれほどの衝撃はなかったものの、そうした農民もまた大麦を市場出荷するのとは見返りに飼料用ライ麦を安価で購入する余地を狭められるというハンディを背負うことになるから間接的にライ麦調達の過重負担は経営的な支障をもたらさずにはおかなかった。いづれにしろ、調達テンポの早まりには当初から無理があったというしか

12) Hanau・Plate (1975) S. 42-43.

ないのである。

案の定、調達は円滑に運ばなかった。大都市の穀物市場にはパン用穀物の出荷が停滞し、これは1936年秋以降に鮮明度を増した。3.1の調達不振においてより詳しく論じるように、大都市の大規模製粉所はパン用穀物の出荷低迷により製粉抽出作業が滞る有様であった。こうした事態に業を煮やして穀物経済中央会は11月10日に新たな訓令を発して調達テンポを加速させた。すなわち、3月1日を調達終了日としてパン用穀物の調達機関への集積を促進するために11月10日訓令により12月末までに割当の最低60%、1937年1月末80%、2月末100%のノルマ達成を農民に周知徹底させたのである¹³⁾。これは調達期間の短縮とも形容されるが、晩秋に至っていかに調達が低迷状態に陥ったかを示すものであろう。当初はおよそ3カ月半の猶予をもたせて最低30%の供出義務を課したが、それでは大都市におけるパン供給に間に合わないと考えて1ヶ月半から1ヶ月の期限を切って段階的引き上げの供出割当を命じたことになる。

ベルリーナターゲブラット紙ではライ麦の供出が10月よりも11月に入って一段と少なくなり、12月中の供出増を期待して12月31日までに60%の供出割当の遂行を図ったと報じられた¹⁴⁾。ここでも焦点問題となっているのはライ麦である。これに合わせて倉敷料もトンあたり6ライヒスマルク引き上げられて出荷への経済的刺激が与えられた¹⁵⁾。この報道ではまた、ライ麦の生産者在庫430万トンと推計されており、それとは対照的に流通在庫が減少していることが明らかにされている。確かに秋期における収穫労働や耕作労働といった季節的要因が横たわってい

13) Mehrens (1938) S. 129-130.

14) Die Entwicklung der Brotgetreide-Vorräte, *BTHZ*, 23. Dez. 1936, Morgen-Ausgabe (以下, MA).

15) Die Vorverlegung des Getreide-Reports. Melde- und Abgabepflicht der Getreideverteiler, *BTHZ*, 1. Dez. 1936, AA.

るとはいえ、根幹的な問題は畜産維持、それもとりわけて養豚維持からの飼料用穀物需要にあったことは間違いない。供出割当を遂行した後にそれ以外の部分の自家消費が可能であるとの報道¹⁶⁾はそうした事情を裏書きするものである。11月日産3トン以上の製粉所におけるパン用穀物加工について小麦は増大しているのに対し、ライ麦は減少していた¹⁷⁾。これは流通在庫の薄さと見事に符合する。

このように、調達テンポの早まりと晩秋におけるその加速が第3次穀物調達措置の主たる中身のひとつとなる。晩秋における加速には第2次四ヵ年計画にもとづく物資動員計画的要素が濃密に宿されていることが斟酌されねばならないであろう。そこで残された難問は調達目標量（供出義務量）である。残念ながらこの数値に関して確認することはできなかった。具体的に報じる記事がなかったからである。ラントポスト紙の報道では900万トンのパン用穀物需要と記されており、別のラントポスト紙では1935/36穀物経済年度におけるライ麦のパン用穀物向け消費は500万トン、飼料向け消費200万トンとの報道がある¹⁸⁾。飼料向け消費が200万トンとはいかに何でも過小評価ではないかとの疑問が浮かぶが、パン用穀物需要900万トンがひとつの目安になりうるとすれば、ライ麦500万トン、小麦400万トンという数値に行きあたる。

この数値がかなりの程度信憑性を帯びているのは天候不順によるパン用穀物品質の劣化である。収穫減損を免れたにしても品質悪化は避けられそうもない。小麦の場合にも品質問題が問われていた¹⁹⁾。ライ麦の場合製粉抽出率75%を前提にすれば、一見過大とも思える調達目標量が設

16) Die Entwicklung der Brtgetreide-Vorräte (*BTHZ*).

17) Die Getreidevorräte in zweiter Hand, *BTHZ*, 19. Dez. 1936, AA.

18) Brotgetreideversorgung und Schweinemast. ... (*NSL*).

19) Ums tägliche Brot. Alle Beteiligten arbeiten in der Verbesserung des Brotes: *Sonderbericht der NS-Landpost in der Weizentagung 1936 in Halle, NSL*, 17. Juli 1936.

定されたとしても不思議ではない。飼料向け消費の200万トンを上方向修正して粗い推計をあえてすると、450万トンに近い目標量が据えられていたのではなかろうかと考えられる。1934/35穀物経済年度における第1次穀物調達措置ではライ麦の目標量は420万トンであった。最終的には1936/37穀物経済年度のライ麦収穫実績は1934/35穀物経済年度のそれより劣るからその点をも加えると450万トンは無理のない数値であろう。ちなみに小麦の400万トン目標量は収穫の10%が養鶏飼料に用いられるにすぎないことを考えれば、ごく自然な目標量である（実際の調達実績は小麦311.4万トン、ライ麦310.9万トン²⁰⁾）。

この論点と関わって次の論点になるのは、天候不順の真只中に「ライ麦飼料化はあらゆる観点で望ましくない」といった上からの訓戒が発せられていた事実である。表2にみられるように、不良肉豚増加の問題が背後に横たわるとはいえ、1936年6月において前年比220万頭も豚飼養頭数が増加していることからすれば、この警告は合理性を欠いていた。これは飼料用穀物の自家消費を強制的に抑制させるものであり、農民の私的イニシアチブを事実上否定するものである。ダレー（Richard Walther Darré）をトップとする（前掲図1最上部箇所を参照）農業指導層は事あるごとに「農民および農業者の経営のイニシアチブは決して侵されない」との原則を訴えていた。ソヴェト農政との異質さを強調するためである。1935年初夏にはダレーがわざわざ私的イニシアチブを督励する演説をおこなっていた²¹⁾。それを受けてであろう、第2次穀物調達措置においては農民に対し自己算定方式が容認されることになった。この点については「はじめに」において取り上げておいたとおりである。それは第1次穀物調達措置の強圧的な飼料化封印スタンスが農民の間に深

20) SHD, S. 490. 3.1における議論との関係でいえば、調達不振は一目瞭然であり、ことにライ麦のそれが際立っている。

21) 古内（2003）125-134頁。

表2 豚飼養頭数の時期的変動

(1,000頭)

	8週間 未満	8週間～ 6ヵ月未満	6ヵ月 以上	内訳			合計
				種雄豚	妊娠豚	肥育豚	
1932年3月	5,030	10,008	5,661	115	1,980	3,566	20,699
1933年3月	5,169	9,409	5,725	113	1,914	3,698	20,303
1934年3月	5,734	10,054	6,353	174	2,000	4,179	22,141
1935年3月	4,941	9,619	5,756	104	1,798	3,854	20,316
1936年3月	5,524	9,634	6,059	99	2,004	3,956	21,217
1932年6月	5,523	9,870	5,979	120	2,150	3,709	21,372
1933年6月	5,160	9,790	6,307	119	2,172	4,016	21,257
1934年6月	5,304	10,477	6,675	115	2,074	4,486	22,456
1935年6月	4,576	9,567	5,992	112	1,923	3,957	20,135
1936年6月	5,396	10,433	6,467	111	2,183	4,173	22,296
1932年9月	6,351	10,381	7,527	121	2,084	5,322	24,259
1933年9月	—	—	—	—	—	—	—
1934年9月	6,374	10,659	7,213	116	1,964	5,133	24,246
1935年9月	5,873	9,728	7,189	109	1,947	5,133	22,790
1936年9月	6,649	11,100	8,258	111	2,166	5,981	26,007
1932年12月	4,852	9,936	8,173	111	1,877	6,185	22,961
1933年12月	5,153	10,413	8,453	118	2,026	6,309	24,019
1934年12月	4,539	10,117	8,642	107	1,791	6,744	23,298
1935年12月	4,768	9,582	8,116	109	1,958	6,049	22,466
1936年12月	5,212	10,959	9,721	108	2,039	7,574	25,892

資料：SHD, S. 214.

注：6ヵ月以上の成豚頭数と全体の飼養頭数に関する数字については必ずしも整合しない部分があるので適宜計算し直してある。

刻な軋轢と摩擦を生み出し、権力と農民との間に重大な亀裂・対立をもたらしたからであった。第2次穀物調達措置では私的イニシアチブに関して農業指導層は農民への譲歩をおこなう羽目となったのである。

先の7月末の上からの合理性を欠いた号令はその意味で第2次穀物調

達措置における自己算定方式を覆すものであった。むしろ、それは制度化ではない。制度化ではないからこそなほ崩的に「農民への譲歩」を骨抜きにするような警告が発せられたのである。第3次穀物調達措置の本質の変更の第2の点はまさしくここにある。この方針変更には伏線がある。というのは、1935年晩秋に開始された第2次農業生産戦においてゲマインデ農民指導者の衆望的嚮導性をテコとしながら生産増大の課題群に対して自発性動員に向け農民を精神主義的に鼓舞する方式が採られることになったからである²²⁾。そこには先述の物資動員計画的要素に随伴する実際的観点も貫かれている。こうした二重の意味合いにおいて私的イニシアチブを実質的に農民から剥奪する「上からの」統治方式が敷かれることになった。

この農民の自己算定方式を取り上げる農政分析は当時もあった²³⁾。しかし、それは一方的に取り上げられるだけでその後の顛末には一切触れられずにいた。それでは農政論としては一知半解にとどまり、不十分でしかない。具体的な推移のなかでどのような帰結を辿ったかを明らかにしてこそ事柄の実態が浮かび上がろう。そうした文脈において自己算定方式が第3次穀物調達措置において形骸化の途を歩んだ事実を踏まえる必要がある。上からの号令により事態はなお反転した。これが第2に押さえられるべき論点にほかならない。

第3の変更点はパン用穀物確保の至上課題に規定されて周辺のだが、無視しえない用途制約が厳格になされたことである。パン用穀物以外の用途を封じ込めるための措置が講じられた。需要の壁ないし需要制約の

22) 古内 (2003) 280-285, 294-296, 308-315頁。

23) Schürmann (1941) S. 353. なお行論での記述と関係であらかじめ言っておけば、シュアマンの指摘はメーレンスのそれ (Mehrens (1938) S. 68) や新聞報道等を参照したと思われるが、その後における制度変容についてのメーレンスの言及不足や関連報道の欠如などを反映してであろう、制度変容に立ち入る内容とはなっていない。

形成にほかならない。ひとつはパン用穀物の火酒向け蒸留禁止 (Brennverbot) である。これは1936年12月7日発効措置で従来伝統的におこなわれてきた火酒製造の制限である。火酒製造所に対して購入契約の即時申告と契約利用量の実績の報告づけが言い渡された。農民が経営内で火酒製造をおこなっている場合には供出義務量のかさ上げがなされることになった。農民の自家製造への抑制が図られたのである。もうひとつはライ麦のコーヒー代替飲料向け報酬払い焙煎 (Lohn-Rösten) 差し止め措置である。穀物経済団体が発行する購入票を活用しながら1935/36穀物経済年度の実績に限定するもので、供出証明書を付帯条件とする量的規制策にほかならない。いずれも些細な付随的措置であるものの、パン用穀物の全量把握のための統制措置である²⁴⁾。

2.2 飼料用穀物の流通規制の拡がりや深まり

1936/37穀物経済年度における穀物経済秩序令ではすでに常態となっているとよい穀物管理 (Getreidebewirtschaftung) がパン用穀物を対象とするのみならず、飼料用穀物をも含むものとして前提されていた。実際、パン用穀物が調達措置の対象として設定され、その物流統制を強化している内容からすれば、パン用穀物が濃淡の差はあれ重複必要性を有して飼料用穀物に包摂される側面を持つ以上、飼料用穀物の流通統制が厳格化されるのは当然の理であろう。また、パン用穀物にしろ、飼料用穀物にしろ、固定価格制といった管理価格制度を採用していることからしてもその価格制度に見合って統制流通システム化されなければ完結しない。第3次穀物調達措置が調達テンポの早まりとその加速を背景にして上からの需給操作を強化しているかぎり、飼料用穀物の流通統制も価格制度面の特徴にも促されつつ、本格化されざるをえなかったの

24) Die Vorverlegung des Getreide-Reports. ... (BTHZ).

である。まさしく統制は統制を呼ぶことにほかならない。直接統制とはそのような内容を孕んでいるといてよい。

むしろ、1936/37穀物経済年度の穀物経済秩序令は第3次穀物調達措置の編成強化を前提して飼料用穀物の統制流通システム化を眼目とするものだったとさえいえる内容を有していた。ベルリーナターゲブラット紙の報道記事の主題をみてもこのような事情は明らかであり、そうした再編強化を受けて「秩序立った飼料用穀物供給」(eine geordnete Futtergetreideversorgung) が強調されていたのである²⁵⁾。そこでは飼料用穀物の価格形成ならびに全流通を従来以上に確保するための措置が講じられるとの報道に立って固定価格制を根幹とする飼料用穀物の流通管理が1936/37穀物経済年度の柱と位置づけられていた。いうまでもなくここにはもうひとつの背景、すなわち第2次四ヵ年計画を事前的に織り込む物資動員計画の要素が増幅契機として加わっていることが考慮されねばならない。前年秋の食糧危機の発生という問題状況を踏まえて畜産・酪農品の供給を直接左右するような生産要素である飼料用穀物の流通全体の把握が要請されたわけである。第2次四ヵ年計画の経済的戦争準備体制ではその点が鋭く問われることになる。食糧基盤の安定的確保の目的が立ってこそその「臨戦体制」だからである。

流通統制の仕組みについてはまず生産者に対する独自の供出証明書の発行が挙げられる。供出証明書制度がなかったわけではないが、それはパン用穀物の供出証明書に付随して周辺的な位置づけを与えられていたと考えられる。そうした判断をするのはラントポスト紙の報道から飼料用穀物の供出証明書が分かれて別個に (getrennt) に発行されるとの報道がなされたからである²⁶⁾。そのことは上にも述べたように飼料用穀物

25) Die Getreidepolitik 1936/37. ... (BTHZ).

26) Das neue Getreidewirtschaftsjahr. ... (NSL).

に対して独立に供出証明書が発行され、生産者からの出荷が正確に把握される端緒となることを意味しよう。さらに流通段階ではパン用穀物の場合には調達対象に指定されているから割当票が交付される仕組みであるが、飼料用穀物は調達対象ではないからその代わりに該当するのが申し立て義務となる。これにより流通管理、ひいては需給の人為的操作が徹底して可能となる。すなわち、飼料用穀物のお荷に対しては5トン以上の場合州を越えて再販売されるのであれば6日以内を期限とする申し立て義務を穀物経済団体に申請しなければならなくなったのである。飼料用大麦とえん麦は穀物経済団体への申し立てがあるかぎりでの他の穀物経済団体の流通業者に販売されることになった。なお州を越えないのであれば当該穀物経済団体に別途届出義務が課せられる。

このようにして、生産者に対しては供出証明書の発行をテコにして足元出荷が確認され、再販売については州内の取引であれ、州をまたがる取引であれ、その流通量が穀物経済団体に集約され、一元的に把握されることになる。州をまたがる取引であれば穀物経済団体の機能的連携がなされる仕組みになっていることはいうまでもない。これが先に指摘した「秩序立った飼料用穀物供給」の中身である。申し立て義務がゴシック体で強調される所以であろう。なお申し立て義務とは直接関連はないが、秩序立った供給という意味では国防軍に対するえん麦の優先的な供給もまたゴシック体で強調されていた²⁷⁾ことが留意される。これは軍馬飼育に対する飼料用えん麦の特別供与であり、ある意味調達措置の一種とってよい。

1935/36穀物経済年度から農民に対して供出ないし出荷の記録を残す経営カードの元帳制度が採り入れられた²⁸⁾からその元帳から自家飼料割

27) Die Getreidepolitik 1936/37. ... (BTHZ).

28) 古内 (2003) 162頁。

合も算定されることになる。経営カード、供出証明書、申し立て義務の三位一体の関係で飼料用穀物の全量管理が整う。それがもたらす重要な派生的な産物は畜産・酪農品の供給事情に目安が立てられるということである。3.2で取り上げる消費操作（供給に対する実需の適合如何）の手立てもその目安に応じて具体的に講じることが可能となる。その意味で全種穀物管理の可視性（die Übersichtlichkeit）から日常食卓にのぼる基礎食糧の流通統制までもが導かれる遠大さを秘めたものである。ここでもまた統制は統制を呼ぶといわねばならない。第3次穀物調達措置の引き締め強化と飼料用穀物の流通統制の本格化はまさしく表裏一体の関係に立つ。

飼料用穀物の流通統制の厳格化がおこなわれるとすれば、必然的に工業用穀物の規制も補強材料として強められざるをえない。また、穀物管理という全体的な枠組みにおいても工業用穀物の統制システムへの組み込みは必然である。この点に関してまず挙げられるのは冬大麦の醸造用消費の禁止である²⁹⁾。これは冬大麦を飼料用穀物に一元化するためにはほかならない。飼料用穀物の収穫水準が畜産の発展的拡大にとって不十分だと認識がなされていたからこの措置は妥当であろう。前掲表1にみるように冬大麦の生産は着実に増加してきた。農業指導層にとって自ら推し進めてきた農業生産戦の成果と誇示する生産増加著しい冬大麦を飼料用穀物として確保することは至上課題となったのである。

工業用穀物についても生産者段階で供出証明書が発行されることはいうまでもない。ベルリーナターゲブラット紙は穀物の割当と供出における本質的な革新（wesentliche Neuerung）が醸造用大麦、工業用大麦、工業用えん麦に該当するとしてその制度的特質を購入権（Bezugrecht）と購入証明書（Bezugschein）の設定に求めている³⁰⁾。これは加工用に

29) Ebenda, Internationales Landwirtschafts-Institut (1938) S. 143.

必要な穀物の流通を生産者、販売業者の段階で把握するためであり、この措置を通じて過剰な工業用穀物が流通業者に流れる恐れは小さくなる。購入証明書には購入票 (Bezugsmarke) が照応する。この点と関わって飼料用大麦についてのみ品質加算金、控除金が標準品質の定めにより運用される。これは工業用穀物と飼料用穀物の用途別格差を示す。いずれにしろ、流通業者段階での購入票と購入証明書の組み合わせで流通監視が徹底されることになった。この政策的方向性は国民経済的に害のある錯誤行為 (Fehlleistung) の防止に向けての時宜を得た措置への着手と形容された³¹⁾。

こうした一連の措置を介して「売買契約書強制」が貫くことになり、穀物全体におよぶ流通統制が整序された。パン用穀物、飼料用穀物、工業用穀物の3つの区別立てのなかでそれぞれ用途に応じた証明書等制度が運用されることになってそのなかで工業用穀物の用途の制約が格段に強くなった。それはパン用穀物の確保につながる途でもあるが、主たるねらいとされているのは飼料用穀物の確保にはかならない。軍事化と経済的アウトルキー化の徹底という体制の基本路線からいっても極力国産飼料用穀物の安定的確保は体制維持にとって必須の課題である。切れ目なく飼料用穀物の流通統制が果たされるためには以上のような物流統制へのテコ入れが不可避であったと見てよい。

飼料用穀物の流通統制は補完としての工業用穀物の統制化をも促して基本的骨格を整えたといえるが、ここにはナチス経済の多面的な隘路のなかでも民生安定上際立っている食糧事情の切迫さが横たわっている。ナチス体制はこの当時あらゆる文明国において食糧飢饉に喘いでいるの

30) Die neuen Getreide-Bestimmungen. Bewährte Vorschriften bleiben, *BTHZ*, 13. Juli 1936, AA.

31) Ebenda.

はひとりドイツのみと表現される³²⁾ほどの厳しい行き詰まりを食糧供給面で露呈させていた。その袋小路的状况から脱するためにも飼料用穀物は動物性蛋白質食糧の基礎的生産要素であるから飼料用穀物の流通監視に政策的力点の置かれることは必至であった。そのような時代的要請に応えるのが飼料用穀物の厳格な流通統制だった。この統制がパン用穀物調達措置の整備拡充と踵を接するのは偶然ではない。こうした全体的な物量統制の整序により初めて固定価格制移行後4年を経て特徴的な管理価格制度に正確に照応する統制流通システムが構築されるに至ったのである。耕種農業の基幹である穀物部門において統制流通システムが完成したことはナチス統制経済全体にとって重大な転換点を記すものであった。体制指導部が企図する物資動員計画もこれにより内実を伴うことになったからである。

3 穀物調達不振と食糧不足の実相

3.1 1936年秋から翌1937初頭における穀物調達不振

穀物調達が当初からはかばかしく進まず、その鈍化が晩秋に至って鋭角性を増していくことはすでに述べたとおりであるが、ここではその進捗具合をより立ち入って検討してみたい。そこでまず挙げられるのはライ麦収穫減損の懸念がいや増しに高まる最中の7月末に農民に対してライ麦飼料化の極力の抑制という警告が発せられていた事実である。この強い警告は農民の間に大きな困惑をもたらした。ライ麦を養豚飼料に用いる農民にはこれもすでに論じたように第2次穀物調達措置における自己算定方式をご破算にするものだったからにはほかならない。むろん、当局は無為無策でそうした警告を発したわけではない。穀物・飼料等管理

32) 古内（2003）240頁注15。これは黒正巖「労働奉仕制と農業」論文での指摘である。

局によりそうした農民に対し備蓄として有している大麦やとうもろこしを放出するといった方策が採られていた³³⁾。しかし、これは効果的ではなかった。市場放出の規模に限度があったし、価格面でもライ麦固定価格と同水準での放出であったから農民にはこれと云って経済的メリットがあると思われなかったからである。

そこにはもうひとつ深刻な経営上の問題が横たわっていた。とりたてて需要期でもない7月と8月の盛夏に豚肉不足が表面化した³⁴⁾。前掲表2にみるように、表面的には成豚（肥育豚）頭数が増加していたものの、その背後において屠殺に適さない肉豚が育ち市場に出荷できない事態が生まれていたのである。豚飼養頭数全体の増加から養豚の発展的拡大が再び見込まれるといった外見からは想像できない養豚の濃厚飼料不足にもとづく不良豚の増大が養豚基盤を空洞化させる難問として浮上していたことになる。豚肉不足はその結果にほかならない。とすれば、農民は養豚の肥大化を克服するような建て直さないしは再構築の課題に直面していた。養豚からの収入が農民にとって主たる所得源となっている以上、養豚基盤の再構築は必須の経営課題とならざるをえない。このような苦境に農民は陥っていたのである。

このような厳しい経営環境のなかで「ライ麦飼料化はあらゆる観点で望ましくない」との上からの号令がなされたにしても農民は直ちに納得しなかったであろう。それは第1次穀物調達措置が引き起こしたと同じ緊張関係を生み出したと云ってよい。否、養豚の建て直しに直面する状況だからこそ緊張関係は以前より深まりをみせたと考えてあながち的外

33) Hanau・Plate (1975) S. 42.

34) Die deutsche Fleischversorgung. Bessere Aussichten für die nächsten Monate, *BTHZ*, 26. Aug. 1936, AA, Beschränkung der Schweineanlieferungen, *NSL*, 14. Aug. 1936, Zur Fleischversorgung. Steigende Schweineanlieferung im Herbst erwartet, *NSL*, 28. Aug. 1936, Ernte und Versorgung. Ein Vortrag von Min.-Dir. Moritz, *BTHZ*, 30. Aug. 1936, Sonntag-Ausgabe (以下, SA).

れではあるまい。第1次穀物調達措置の場合には「仔豚を食べる日」を設けて養豚の縮小を図ればよかったからである。いま農民は経営の巻き返しに奔走せざるをえない局面に立っている。ライ麦飼料化の強圧的抑制は農民に激しい動揺を与えた。農民は供出割当の遂行と養豚の建て直しの間で揺れ動く。供出義務は上からの至上命令であるから従わなければならないが、予見不可能な飼料供給事情のなかでライ麦を養豚飼料から除外するわけにはいかない。それでは経営の存立基盤が危うくなる。

この点に関して農業指導層が別の観点で穀物調達措置を早期に確固としたものにしないでならない問題状況に逢着していたことが留意される。それは1935/36穀物経済年度末に国家備蓄が完全に尽きてしまった事実である³⁵⁾。通例、穀物供給事情を俯瞰する場合には前年度の備蓄にもとづく旧穀在庫が大きな役割を果たし、これと新穀物経済年度に収穫される新穀との合計から供給事情の予測がなされることになっている。ところが1936/37穀物経済年度においては旧穀を頼りにすることができなくなってしまった。いわゆる片肺的事態が生じたわけである。1935/36穀物経済年度における収穫不振が背景にあらう。そのために第3次穀物調達措置の初動的措置として10月15日までの時期に供出義務量の30%を充足しなければならないといった調達テンポを早めざるをえなかった。この点から農業指導層はライ麦収穫減損の懸念が事態を覆う最中にライ麦飼料化の強い自制を促す勧告をおこなったといつてよい。

以上の経緯から容易に理解されるように、第3次穀物調達措置の発動は農業指導層にとっては必要不可欠な強化した内容でなければならなかった一方、農民にとっても畜産維持に向けてその根幹を保持するために簡単に妥協できないものであった。権力と農民の緊張関係が沈静化することは到底望めないばかりか、時を経るにつれて高進するのは当然の

35) Mehrens (1938) S. 128.

成り行きにはかならない。穀物調達の進捗に当初から大きな暗雲が立ち込めていた理由も自明であろう。農民は前年秋における豚肉供給の「酸鼻の極」といった状況から養豚の発展的拡大を呼びかけられている。しかし、現状の養豚水準は十分な肉豚出荷というわけにはいかない地点にある。となると、養豚基盤の巻き返しは自らの経営課題であると同時に農業指導層からのお墨付きが与えられている。実際にはそのお墨付きとは正反対の警告が発せられている。調達が円滑に進展しないのは当然の推移というほかはない。

調達の遅滞は11月に入って際立つことになった。10月にも調達の進展は鈍かったが、11月にはその鈍さに拍車がかかる。穀物経済中央会が11月10日訓令により調達テンポを高めたことはすでに指摘したとおりなのでここでは繰り返さない。この時期の問題性についてメーレンスの叙述を参照しながら議論を進めていく³⁶⁾。メーレンスの説明ではパン用穀物に一括されているが、バルリーナターゲブラット紙はもっぱらライ麦の供出割当遂行のスケジュールを取り上げていることからライ麦調達が焦点問題であったことが理解される³⁷⁾。当然のこととはいえ、ライ麦飼料化に関する自制号令の連続線上に考えれば容易に首肯されるであろう。その点の了解に立ってメーレンスの説明を展開する。

収穫時天候の悪さや根菜類収穫と秋播き耕作労働が重なったにもかかわらず、パン用穀物のかなりの量 (*recht bedeutende Mengen*) を農業は供出したが、製粉所への粉引き原料供給の不均等さとして調達遅滞が現れた。供給事情が総じて良かったのは生産地域の地方製粉所で、これは生産者や農村取引で調達を実現できたことと、製粉の副産物であるふすまを優先的に農民が確保できる可能性が開けていたことにもとづく。

36) 以下の関連叙述は、Mehrens (1938) S. 129-130にもとづいている。

37) Die Entwicklung der Brotgetreide-Vorräte (*BTHZ*).

実は7月11日の穀物経済秩序令ではライ麦製粉の標準が製粉抽出率75%の997タイプとされていたが、この抽出率の高さは大都市周辺に分布する大規模製粉所は満たせたものの、地方の中小規模の製粉所にはそれを満たす技術がなかったので規定を緩和した³⁸⁾。この規定緩和は製粉副産物であるふすまの生産量が増加することを意味する。農民は地方の中小規模製粉所にパン用穀物を集積させることでふすまの戻し（Kleierückgabe）を期待したのである。濃厚飼料を欲しがっている農民にはこのような見返り取引の余地のある地方の製粉所は大きな拠り所であった。

それとは対照的に大規模製粉所にはパン用穀物の集積は不足した。また、西南ドイツの補助金地域で運賃不利な地区の地方製粉所でも供給困難に陥った。多くの製粉所は割当の完全な利用ができない状態であった。そのことを裏づけるように、穀物大市場では需要は常に供給を上回っており、商いが閑散化する事態が持続した。これが10月から11月にかけての状況であった。穀物経済中央会はこうした袋小路的な状況を打開するべく10月31日に訓令を発してパン用穀物の販売ないし再販売に関して販売者の属する穀物経済団体への申し立て義務を導入した。飼料用穀物に用いられた手法がパン用穀物に援用されたのである。申し立て義務制は確かにパン用穀物流通に大きな影響をおよぼした。需要切迫地域に出回るような人為的操作が可能になり、製粉所への供給困難が緩和したからである。しかし、困難な事態を衝き動かす畜産維持という根因からすればあくまで対症療法的な彌縫策でしかなかったであろう。11月10日の中央会訓令が矢継ぎ早に出されたことを想起されたい。

ここではさらにいまひとつの注目すべき事実が加わる。それは上の中央会訓令とおそらく重なるであろうと思われる時期にゲマインデ（1933

38) Die neuen Getreide-Bestimmungen. ... (BTHZ).

年時点で47,380におよぶ) ごとに穀物供出調査委員会 (Sachverständigenausschuß) ともいうべき機関が設置されたことである。この機関は供出不履行の原因を究明すると同時に供出に向けた支援措置を講じることを目的としたものであった。この時期アキレス腱断裂で長期療養中のダレーに代わって全国食糧職分団次長のマインベルク (Wilhelm Meinberg) が農民と農業者ならびに農業労働者に対して供出割当を超えるパン用穀物供出を呼びかけており、こうした呼びかけに積極的に呼応した生産者を網羅するリストがゲマインデごとに作成されていたことと符合する機関立ち上げである³⁹⁾。これらの事実はいかに穀物調達が沈滞していたかを物語ると同時にゲマインデごとの自治という名の抑圧機能が穀物供出義務遂行のテコとして活用されたかを明示する。裏返せばこの抑圧機能の下で供出不履行の農民が特定される仕組みが整えられたといつてよい。締め付け強化が行政的にも実施に移されたのである。

12月に入って調達問題は一段と深刻になった。そのことを12月31日付けの流通在庫動向からみてみよう。パン用穀物のうち小麦流通在庫は10月64万9,700トン、11月52万1,800トン、12月59万2,200トンと推移し、11月に落ち込みがみられるものの、12月には若干持ち直して増加に転じている。ただし、前年同月133万7,300万トンと比較すると流通在庫の手薄さ是一目瞭然である。調達問題がライ麦だけではなかったことを窺わせる。とはいえ、ライ麦の調達遅滞は小麦の比ではない。ライ麦の流通在庫は10月62万400トン、11月持ち直して73万1,300万トンだったのに対し12月55万8,600万トンに落ち込み、11月の持ち直しが覆っている。前年同月124万3,500万トンであるから前年比での低落も際立っている。秋播き作業が一段落してのこの有様である。この在庫の内訳で製粉所比率をみると、小麦55%、ライ麦56%であり、前月比それぞれ41%、50%か

39) Mehrens (1938) S. 130, Anmerkung 1.

ら製粉所への集積が好転しているものの、それぞれ全体の数値が低迷しているために集積の弱さは隠し切れない⁴⁰⁾。ことにライ麦はそうである。

このように、晩秋から高進するパン用穀物の調達不振は冬期に至って一段と深刻さを尖鋭化させた。この危機的状況は前年の食糧危機になぞられていえば、「ドイツ穀物危機」(the German grain crisis)と形容されるのにふさわしい⁴¹⁾。こうした危機的状況だからこそ1937年1月9日の食糧・農業相令にもとづいてパン用穀物の飼料用販売が禁止される⁴²⁾。それは飼料用穀物群からのライ麦のパン用穀物としての隔離にほかならない。さらに12月19日の中央会訓令により小麦の製粉抽出率が5%増と78%に引き上げられるのに続いて4月1日にはライ麦の製粉抽出率が80%に引き上げられる⁴³⁾。この抽出率引き上げは調達不振に規定されているが、パンの品質低下を引き起こすことになり、以前からあったものの、消費者からなおさら厳しい苦情が出される⁴⁴⁾。この当時日常のこととなっていた不足するバターを「ほんの申し訳程度に塗るパン」(bread and scrape)に加えて⁴⁵⁾パンそのものも消費者の不満の種となることは調達問題を赤裸々に投影していたのである。

3.2 畜産・酪農品不足と1936-37年冬期

1936年盛夏に食肉、とりわけ豚肉不足が顕在化したことはすでに述べたとおりである。8月に不足は極まった感がある。新聞報道は消費者の特定食肉種の要望が充足される状況にはなく、豚飼養頭数の増加にもか

40) Brotgetreide-Vorräte haben im Dezember zugenommen, *BTHZ*, 21. Jan. 1937, MA.

41) Grenzebach, Jr (1988) p. 141, 179.

42) Verwendung von Brotgetreide zu Futterzwecken. Einzelheiten der neuen Verordnung, *BTHZ*, 14. Jan. 1937, MA, Mehrens (1938) S. 132.

43) Internationales Landwirtschafts-Institut (1938) S. 143, Mehrens (1938) S. 131.

44) Corni/Gies (1997) S. 361.

45) Guillebaud (1939) p. 243 [世界経済調査會譯 (1944) 247頁].

かわらず屠殺に適した肉豚が不足している事実を伝えた⁴⁶⁾。その際その原因が1935/36穀物経済年度における飼料用穀物の収穫不足が外国産輸入飼料により代替されず、また現在収穫時天候不良から養豚飼料に回す分が通常以上に遅滞していたとした。畜産管理局からの主要消費地に向けた養豚契約肉豚放出で充当されているとしたうえで魚類消費の従来以上のシフトが呼びかけられていた。屠殺に適した肉豚不足はラントポスト紙によっても報道された⁴⁷⁾。養豚の肥大化に原因があることもすでに指摘しておいたが、こうした問題状況を受けて豚飼養頭数の用心深い算定への注意喚起が盛んになされるほどであった⁴⁸⁾。そこでは仔豚、幼豚、妊娠豚の頭数把握と申告がとくに強調されていた。これは養豚の建て直しと冬場の需要期に備える二重の意味合いからである。

主要消費地ではたとえば、消費者最高価格を超えてはならないとのデュッセルドルフ行政区長官の勧告は牛肉、豚肉、ソーセージ価格に対する厳しい監視の訓令と結びついていたし、主婦は表示価格が順守されているかに注意し、そうでないなら購入を拒否すればよいとの忠告がなされていた⁴⁹⁾。9月初めには畜産経済中央会が肉豚不足を受けて粗挽きソーセージ生産を3週間ほど中断させる事態も生まれていた⁵⁰⁾。不需要期においても事態は緊迫していたのである。表3をみると、1936年前半に比較して後半に大都市市場への肉豚出荷は減少している。さすがに

46) Die deutsche Fleischversorgung. ... (BTHZ).

47) Zur Fleischversorgung. ... (NSL). 魚類代替消費プロパガンダは畜産関連食料品におけるこの時期の代表的な消費操作のひとつである。なおこの点、注53をも参照のこと。

48) Am 4. September 1936: Schweine-Zwischenzählung, NSL, 7. Aug. 1936, Sorgfältige Schweinezählung, NSL, 21. Aug. 1936, Sorgfältige Durchführung der kommenden Schweinezählung, BTHZ, 21. Aug. 1936, MA.

49) Verschärfte Preisüberwachung. Warnung des Düsseldorfer Regierungspräsidenten, BTHZ, 24. Sep. 1936, MA.

50) Corni/Gies (1997) S. 361.

表3 検視義務豚屠殺数の推移

	A 屠殺豚総数 (1,000頭)	B 36市場 屠殺豚出荷数 (1,000頭)	C A-B (1,000頭)	B/A
1934年7月-12月	9,917	2,890	7,027	29.1%
1935年1月-6月	9,456	2,693	6,763	28.5
1935年7月-12月	8,640	1,367	7,273	15.8
1936年1月-6月	9,058	2,572	6,486	28.4
1936年7月-12月	9,750	2,360	7,390	24.2

資料：Mehrens (1938) S. 183.

1935年後半におけるような極端な落ち込みではないが、停滞の兆しは秋口には鮮明になっていったといつてよい。

それは表4の雇用状況の変化をみれば理解される。1936年には一部で熟練労働力の不足が問題視されるほどに経済が上向き——過熱といつても差し支えない——、2、3年前には想像だにされなかった異次元の雇用状況の好転が生じた。就業者は1,600万人から1,800万人に増えている。これが「劇的な購買力増加」(die gewaltige Kaufkraftzunahme)⁵¹⁾となって現れるのは自然の成り行きである。確かに賃金が低位に釘付けされているが、この雇用改善は直ちに動物性蛋白質食糧需要となつてはね返るから巨大な需要超過圧力が形成されることになろう。この需要超過圧力は普段に供給余力を消耗させていたと考えられる。とすれば、この需要超過圧力からみた場合には前掲表3に窺える1936年後半における市場回りでは決定的に不十分ということに帰着しよう。前年秋の食糧危機は1934年秋から翌1935年初頭における畜産の異常な収縮による供給余力の

51) Brot, Fleisch, Fett. Ernte und Lebensmittelversorgung, *BTHZ*, 15. Okt. 1936, MA.

表4 雇用動向

(1,000人)

	1928年	1933年	1934年	1935年	1936年
1月	17,986	12,078	13,934	15,042	16,188
2月	18,400	12,082	14,416	15,283	16,179
3月	18,736	12,595	15,904	15,767	16,870
4月	19,709	13,060	15,718	16,365	17,472
5月	20,029	13,539	15,592	16,815	17,946
6月	20,183	13,673	15,940	16,928	18,123
7月	19,979	13,809	15,949	17,078	18,301
8月	20,153	14,104	15,988	17,124	18,364
9月	20,234	14,297	16,042	17,058	18,357
10月	20,149	14,458	16,072	16,954	18,279
11月	19,759	14,439	15,935	16,948	18,168
12月	18,611	13,741	15,362	16,081	17,264
年平均	19,494	13,432	15,470	16,424	17,592

資料：SHD, S. 474.

硬直化によってもたらされたが、1936年後半には需要超過圧力が絶えず供給余力の体力を奪い取っていたと推測される。農業指導層が暫定的ないし季節的不足だと言明してもそれはあくまで表層的把握か一時的方便にすぎない。それとは対照的に四ヵ年計画庁の下級参事官レベルにおいて食肉供給動向が「持続的課題」(ein Dauerthema)になっていた⁵²⁾のは上のような事情が背景にある。この場合下級参事官レベルでの話題と軽んじることはできない。というのも、下級の参事官が民情に最も接し、日頃からその把握に努める当事者だったからである。

いずれにしても強烈な需要超過圧力との関係で供給余力が持続的に損傷し、その脈絡での供給余力の途方もない非弾力化が時を経るにつれて

52) Corni/Gies (1997) S. 361.

際立ってくるのは自明のことであった。晩秋から冬にかけての本格的需要期を迎えれば、供給余力の硬直化は異常に高進せざるをえないからである。新聞報道はワイマル期からの10数年にわたる食習慣の変化を挙げ、動物性蛋白質食糧の栄養摂取を強調していた⁵³⁾が、その変化が1936年には雇用状況の目立った好転により鮮明に浮上するものだった。冬期に異例の規模で顕在化するのには必至であった。この事情はバターも同様である。表5をみると、酪農近代化が目につくものの、乳用牛飼養頭数は一進一退で、一頭あたりの泌乳能力の飛躍的向上も望めず、原料（全）乳生産は横這い気味に推移している。高い需要超過圧力を前にしての供給余力の非力さは蔽うべくもない。

表5 生乳生産の推移（1932-36年）

	平均乳牛頭数 1,000頭	一頭あたりの泌乳量 kg	泌乳量全体 1,000トン	飼料用 1,000トン	用途（全乳）1,000トン				バター、チーズ加工 1,000トン		
					自家消費	飲用乳としての消費		全体	農場	酪農業	全体
						農場販売	酪農業販売				
1932	9,773	2,490	24,333	2,712	3,013	2,009	2,501	7,523	7,097	7,001	14,098
1933	9,974	2,484	24,829	3,013	3,214	2,009	2,451	7,674	6,378	7,764	14,142
1934	10,514	2,419	24,558	2,481	3,475	1,607	2,853	7,935	5,524	8,618	14,142
1935	10,059	2,406	24,200	2,500	3,500	1,400	2,915	7,815	4,590	9,295	13,885
1936	10,038	2,530	25,400	2,700	3,500	1,400	3,041	7,941	3,700	11,059	14,759

資料：SHD, S. 215.

53) Ein Vorschlag zur „Fettlücke“. Nahrungsmittel lassen sich vertreten, *BTHZ*, 23. Sep. 1936, MA. この点で食糧の確保は生産者だけの問題ではなく、購入者、とくに主婦層の理性（Vernunft）にもかかっている（Die Lebensmittelversorgung. Bessere Ernte—Ergebnis—Die Futter-Frage, *BTHZ*, 19. Okt. 1936, AA）との主張がなされながら、全国食糧職分団の食糧事情専門担当者は飼料基盤の弱さのために食肉市場で一時的な不足が現れるとしつつ、魚類の消費増大による飼料節約を説き、実際に1933年国民一人あたり5kgの魚類消費が1935年7.25kg、1936年9kgへと増大しているとして代替消費の大いなる可能性を強調する。F. Sohn (Sachbearbeiter im Reichsnährstand), Zwischen Fett und Raum, *BTHZ*, 17. Jan. 1937, SA.

1936-1937年の冬場にはバター・食肉不足がスケール・アップする。打開策は実需を供給余力の範囲内に抑圧調整するしかない。バターは前年秋に導入された顧客リストにもとづく消費割当を介して出回る。一種の配給制にほかならない。ラード、ベーコン、脂身もまた顧客リスト方式の割当対象となる。消費用マーガリンは購入証明書発行を通じた提供となった⁵⁴⁾。これは12月の規制にほかならないが、11月にはすでに顧客の要請で食肉、関連加工品、ソーセージを販売する場合には最高価格を順守したうえで食肉業者やその他の販売業者は証明書を発行しなければならなくなっていた⁵⁵⁾。消費者最高価格が厳格になったのも晩秋のことである。1936年10月22日には食肉・ソーセージ価格令が11月9日発効で出されており、供給余力の格段の非弾力化により売り惜しみやそれに随伴する価格違反が事前に封じ込められたのである。10月29日には全国価格形成管理官 (Reichskommissar für die Preisbildung) の設置によりヴェストファーレン州大管区指導者ヴァーグナー (Joseph Wagner) が就任早々の11月26日に価格引き上げ禁止令 (価格凍結令) を出す。

54) Regelung des Fettbezugs. Gebundener und freier Verkauf—Keine Erweiterung der Kundenlisten nach der Kontingetierung, *BTHZ*, 19. Dez. 1936, AA. なおここで低所得者層に関する脂肪供給の概要に触れておこう。いわゆる第2次四ヵ年計画の「最前線に立っている」労働者階層のなかで低所得者層に脂肪供給をおこなうことが肝要となっているが、低所得者層は需要充足できる状況にはなく、消費量の確保に向けて脂肪価格の低廉化 (Fettverbilligung) を保証されるべきであり、その代表的な基礎食糧であるマーガリンについて社会福祉機関が発行する購入証明書を介して消費増進が奨励され、バターに関しては顧客リスト登録が必要とされる場合には家計証明を根拠にした追加登録を経て消費振興が図られることにより消費の適正な平準化が実現されていくとの報道がなされた。Die Regelung des Fettbezugs. Ausgleichende und gerechte Verteilung—Erhöhung des Bezugsrechts für Minderbemittelte—Reibungslose Versorgung sichergestellt, *BTHZ*, 5. Dez. 1936, MA.

55) Höchstpreise für Fleisch. Regulierung der Ladenpreise mit Wirkung ab 9. November, *BTHZ*, 23. Okt. 1936, AA.

これは第2次四ヵ年計画における物資動員計画に則り強力な価格規制に着手されたことを意味する。厳しい価格規制は流通統制を伴って初めて功を奏す。晩秋に至って漸次最終消費者段階まで下りる価格規制が整えられ、冬期の畜産・酪農品の消費割当規制に行き着いたとあってよい。前年秋における顧客リストによる販売規制が拡大し、再編強化されてきたのである。まさしくナチス食糧経済における最大の弱点はマーガリン、バター、ベーコン、ラード、食用油の供給にあったからにはほかならない⁵⁶⁾。顧客リスト方式を踏襲するバターと並んで1937年1月1日から動物性脂肪に厳格な配給制が導入された⁵⁷⁾のは以上の脈絡においてであった。東京朝日新聞はこの導入を極端な牛肉・豚肉使用制限令と報じている⁵⁸⁾。

1936-37年冬期に頂点に達した畜産・酪農品不足は消費統制の強化と実需圧縮をもたらした。供給基盤への需要の強制的なすり合わせを図ることが唯一の打開策であった。それほどに需要超過圧力は強烈だったのである。この時の食糧不足はこの需要超過圧力との相対関係において考察されねばならない。供給側が向上していたにしても需要超過圧力が異例に強ければ食糧不足は激発性を伴って顕在化する。1936-37年冬期はまさにそうであった。顧客リスト方式ないし配給制の導入はまさしく第2次四ヵ年計画下の喫緊の問題として物資動員計画の対象となった。畜産と飼料供給の相互制約的連関ゆえに統制流通システムの構築が迫られたのである。飼料供給の統御を考える場合、第3次穀物調達措置の内容強化と見事に連動している事情が浮かび上がる。大きくいえば管理価格制度に見合う総体的な流通統制ということだが、より立ち入るとパン用

56) Corni/Gies (1997) S. 362.

57) Corni/Gies (1997) S. 363.

58) 「獨經濟四年計畫：六千萬の空腹をどう充たすか——あらゆる資源獲得へ」『東京朝日新聞』1937年2月3日號。

穀物の流通統制を発端として飼料用穀物の流通統制、そして畜産・酪農品の「配給制」による統制流通システム化への流れにおいてナチス食糧経済における最大の弱点のほころびが瀬戸際で何とか封じ込められるに至ったのである。

おわりに

第3次穀物調達措置は第2次穀物調達措置の基本的特質である農民の自己算定方式を覆した。その方式を容認すると当時の収穫状況からいってパン用穀物の確保が厳しくなるからである。ライ麦飼料化の自粛号令がその証左であった。この号令から導かれるのは飼料用穀物の流通統制ということにはほかならない。第3次穀物調達措置は飼料用穀物の流通統制を補完材料にして初めて実効性をもつものだった。それにまつわって工業用穀物の流通規制も周道的にはあれ整備され、穀物全体の管理に関する基本的骨格が定まった。耕種農業部門の柱である穀物領域での全量管理システムが形成された。それは固定価格制という管理価格制度に照応する流通統制という名の直接統制の完了形態である。穀物調達は次第に停滞度を増していったが、それがピークに達した地点でパン用穀物の飼料用販売の禁止が打ち出された。パン用穀物の重複需要性の部分的否定といってよい。第4次穀物調達措置ではこの延長線上に1937年7月22日の中央会訓令によりパン用穀物の飼料化全面禁止が通達される。その措置に応じてライ麦の固定価格がトンあたり20ライヒスマルクも引き上げられるが、むろん経済的刺激という論拠づけで片付けられるわけでは必ずしもない。部分的否定転じて飼料用穀物群からの完全隔離に政策措置の眼目があるからにほかならない。

それは飼料用穀物の供給基盤の弱体化に直結する。この問題は深刻このうえない。行論において述べたように、畜産・酪農品の不足が常態化し、実需圧縮措置が「配給制」として実施されていた。構造的ともいえ

る畜産・酪農品不足に対して濃厚飼料からの強化は望めなくなった。畜産・酪農品の「配給制」の実施はそれ自体第3次穀物調達措置を発端とする物流統制の発展的帰結を意味するが、それは食糧経済、あるいはまた、農業がナチス経済にとってアキレス腱と化すことと同義である。ナチス体制は一大構造的脆弱性を抱え込むことになったといつてよい。この帰結は第2次四ヵ年計画下の経済的戦争準備体制にもとづく物資動員計画の所産であった。農業指導層のジレンマは体制指導部のジレンマでもある。打開の途は軍事化と経済的アウトアルキー化の徹底を放棄しないとすれば、原料・食糧基盤の空間的拡充しか残されていない。となると、体制指導部が目指す方向性は東南ヨーロッパ諸国を包摂したマルク・ブロックの締め付け強化の下で意図的な輸入拡大路線（未決済マルク残高の確信犯的累積）を追求しながら、生存圏構築を前倒しで断行していくほかないであろう。

これが穀物調達措置の帰趨から導かれるナチス体制の巨視的な存続論理である。だが、それは体制指導部が目論む短期電撃戦略で着着するはずもない。絶えず膨張する空間的解決の無窮動な内容となる。そこで農業・食糧面での構造的脆弱性を抱えたままそうした路線を邁進すれば、自ずと体制瓦解の途を切り開かずにはいない。ナチス体制とはそもそも存立基盤の薄弱さを重層的に内包して成り立っていたというべきであろう。農業に焦点をあてると、穀物調達措置はまさしく体制の骨髓を衝く主たる危機因子のひとつだったのである。

参考文献

Berliner Tageblatt und Handels-Zeitung（脚注では、*BTHZ*と略記）。

Corni, G./H. Gies (1997) *Brot · Butter · Kanonen. Die Ernährungswirtschaft im Deutschland unter der Diktatur Hitlers*, Berlin.

Franklin, H. (1940) Wartime Agricultural and Food Control in Germany, in: *Foreign Agricul-*

- ture (Issued Monthly by United States Department of Agriculture) Vol. IV, No. 4, April.
- Grenzebach, Jr., W.S. (1988) *Germany's Informal Empire in East-Central Europe. German Economic Policy toward Yugoslavia and Rumania*, Stuttgart.
- Guillbaud, C.W. (1939) *The Economic Recovery of Germany from 1933 to the Incorporation of Austria in March 1938*, London [世界経済調査會譯 (1944) 『ナチス獨逸の經濟建設』同會].
- Hanau, A. · R. Plate (1975) *Die deutsche landwirtschaftliche Preis- und Marktpolitik im Zweiten Weltkrieg*, Stuttgart.
- Internationales Landwirtschafts-Institut (1938) *Die Lage der Landwirtschaft in der Welt in 1936/37 und 1937/38*, Rom.
- Länderrat des Amerikanischen Besatzungsgebiets (Hrsg.) (1949) *Statistisches Handbuch von Deutschland 1928-1944*, München (表および脚注では, SHD と略記).
- Mehrens, B. (1938) *Die Marktordnung des Reichsnährstandes*, Berlin.
- Nationalsozialistische Landpost (Hauptblatt des Reichsnährstandes, 脚注では, NSL と略記).
- Schürmann, A. (1941) *Deutsche Agrarpolitik*, Neudamm.
- 古内博行 (2003) 『ナチス期農業政策研究 1934-36——穀物調達措置の導入と食糧危機の発生』東京大学出版会。
『東京朝日新聞』。
- 渡邊庸一郎 (1938) 「最近獨逸の農業事情」(京都帝國大學農學部農林經濟研究室パンフレット第51號:『農業と經濟』五卷第三・四號)。

(2017年5月10日受理)

Summary

The Exercise of the Third Grain Procurement Measures in 1936/37 Crop Year: The Gleanings from the Nazis' Agricultural Policy Research

Hiroyuki FURUUCHI

At first the grain crop prospect was very good. In particular the crop perspective of rye which has duplicate demand as food (bread) and feed was remarkably favorable. But the forecast prospect worsened as time went owing to the serious crop losses caused by bad weather and the harvest largely declined as a result. In addition, the Second 4 Year Plan was announced on 9 September. So the distribution of grain must have been previously and strictly controlled. Because the supplies mobilization program would be all the more needed. The distributive regulation of feed grain was also inevitably strengthened by the introduction of its own delivery certificate and the statement duty for resale towards the economic authority of grain in the involved state. In spite of these coercive arrangements, the delivery of food grain (particularly rye) sharply stagnated from the late autumn. The prohibition of the resale of food grain as feed grain was consequently ordered in January 1937. In the third grain procurement measures the whole quantity control was put into practice including the comprehension of the distribution of feed grain. Therefore the private initiative of the farmers engaged in animal husbandry came to be more severely than ever before restrained.